

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第13条に基づく報告書

平成13年5月15日
朝銀近畿信用組合
金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
(1) 投資有価証券	5
(2) 商品有価証券	6
4. 固定資産の状況	6
5. 不良債権の状況	7
6. 関連会社の状況	8
III. 事業譲渡等の見込みについて	9
1. 基本方針	9
(1) 早期譲渡	9
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	9
(3) 経費の削減	9
(4) 地域金融機能の維持	9
(5) 雇用の確保	9
(6) 内部管理体制の整備	9
(7) 責任追及体制の確立	9
2. 具体的施策	10
3. 事業譲渡等の見込み	10

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当信用組合は、平成12年12月29日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。

これを受け、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき当信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、12月29日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もありその内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を進めており、これらにつきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

（1）当信用組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は、昭和27年8月21日、兵庫県内に居住する在日朝鮮・韓国人の企業活動と生活の向上を目的に「共和信用組合」として設立されました。その後、昭和47年10月1日に「朝銀兵庫信用組合」に名称変更し、平成9年11月27日には当信用組合が存続組合となり、当信用組合のほか「朝銀京都信用組合」、「朝銀滋賀信用組合」、「朝銀奈良信用組合」、「朝銀和歌山信用組合」がそれぞれ対等合併し、「朝銀近畿信用組合」として新たに発足いたしました。平成10年5月11日には、当時、経営破綻状態にあった「朝銀大阪信用組合」の事業を譲り受けております。

事業地区は近畿2府4県と広域に及んでおり、店舗は本店（神戸市）を置く兵庫県に11店舗、大阪府に14店舗、京都府に8店舗、滋賀県に3店舗、和歌山県、奈良県に各1店舗を配置しております（合計38店舗）。

営業体制は、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の在日朝鮮・韓国人の中小零細企業者に対して融資する等の地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

合併した5つの朝銀信用組合は、在日朝鮮・韓国人の置かれた歴史的経緯の中で発足し、経営理念を同じくしていたことから、かねてより、オンライン業務を中心とした業務提携と人事交流を図る等、お互いを助け合いながら密接な関係を維持してきました。経営方針等も概ね同じくし、80年代初頭からは金融自由化に対処すべく「量的拡大と質的改善」をスローガンに業務の拡大と経営の健全化に取り組み、85年以降の好景気を背景に順調な成長を遂げてまいりました。

合併後においても役職員一丸となって健全経営に邁進してまいりましたが、時間の経過とともに、合併前的一部組合においてバブル経済期に不動産関連融資に過度に傾斜する等杜撰な経営管理を行い、その後のバブル経済の崩壊と長期にわたる経済不振の中で深刻な経営問題を抱えていたことが次第に明らかになってまいりました。

当信用組合では、一部の被合併組合においてこれら予期せぬ不良債権の存在が明らかになったことにより、その改善のため、あらゆる角度から努力をしてまいりましたが、大きな進展は見られませんでした。

こうした状況の中にあって、近畿財務局検査において大幅な債務超過であるとの指摘を受け、有効な改善策を見出せないまま破綻公表を行うに至りました。

(3) 破綻に至った要因

合併前的一部組合において、与信審査が不十分であったことに加え、特定与信先に対し法令に定める信用供与等限度額を大幅に超過する与信集中が行われるなど、組合内部での相互牽制機能が形骸化し、杜撰な経営管理が行われていたことが破綻に至った主たる要因であると考えております。

3. 管理を命ずる处分までの状況

(1) 資本の状況

平成12年3月期決算における自己資本（組合員勘定）は288億円、自己資本比率4.76%でしたが、平成12年3月末を基準として平成12年5月18日より実施された近畿財務局検査において、多額の不良債権の実態が露呈するところとなり、11月22日の検査結果通知において、当信用組合の12年3月期における財務内容は、検査結果による要償却・引当額を踏まえれば実質▲842億円の大幅な債務超過であるとの指摘を受けました。

(2) 自己資本回復の断念

近畿財務局からは検査結果通知に併せて通知事項に対する改善策等の報告を求められましたが、債務超過を解消する多額の出資金を短期間で募ることは極めて困難であり、また、他に自己資本を回復する有効な方策も見出せなかつたことから自主再建を断念せざるを得ず、平成12年12月29日、金融再生委員会に対し金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当信用組合は、在日朝鮮・韓国人の金融ニーズに応えることにより、組合員の生活と企業活動の発展に寄与することを本旨としており、とりわけ、経済基盤の脆弱な組合員にとって当信用組合の与信業務は最後の拠り所となっています。

業種別構成は、建設・不動産・サービス業等、一部業種に偏っており、その規模も小規模・零細事業者が大多数を占めています。

今後につきましては、金融再生法の趣旨を尊重し、地域金融機関としての役割を十分に認識し、金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力していく所存です。

<貸出残高推移>

(単位:億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末		平成12年3月末 業種平均構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	5,082	100.0	5,572	100.0	5,583	100.0	5,480	100.0	100.0
うち中小企業	3,102	61.1	3,541	63.6	3,606	64.6	3,565	65.1	72.4
うち個人	1,980	38.9	2,031	36.4	1,977	35.4	1,915	34.9	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8

* 法人1社当たりの貸出残高 268百万円 (平成12年3月末)

<業種別貸出残高推移>

(単位:億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
不動産	824	16.2	974	17.5	974	17.5	1,019	18.6
建設	735	14.5	838	15.0	845	15.1	844	15.4
金融	504	9.9	500	9.0	469	8.4	453	8.3
サービス	1,698	33.4	1,931	34.7	1,965	35.2	1,936	35.3
その他	1,321	26.0	1,329	23.8	1,330	23.8	1,228	22.4
合計	5,082	100.0	5,572	100.0	5,583	100.0	5,480	100.0

2. 預金業務

当信用組合の預金は、要求払、小口定期の構成比が低く、大口定期が高い傾向にあります。

また、預金残高につきましては、不況要因による預金の取崩し、金利引下げ交渉の決裂、金融機関の相次ぐ破綻に伴う信用不安などの要因から合併以降減少傾向が続き、平成12年9月末には朝銀大阪信用組合の事業譲受時である平成10年5月末に比べて、638億円の減少となりました。

<平成12年3月末の預金構成比>

(単位: %)

	当組合	同業態平均
要求払	7.2	13.3
小口定期	21.1	34.2
大口定期	65.5	40.5
定期積金	6.2	5.7
合計	100.0	100.0

※同業態平均は近畿地区信用組合の平均(出所:ニッキン速報)。

<預金残高推移>

(単位: 億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末		平成12年 3月末
		構成比		構成比		構成比		構成比	
預金残高	5,304	100.0	6,571	100.0	6,392	100.0	6,142	100.0	100.0
うち個人預金	4,485	84.6	5,580	84.9	5,361	83.9	5,191	84.5	78.7
(うち定期性預金)	(4,246)	(94.7)	(5,282)	(94.7)	(5,104)	(95.2)	(4,927)	(94.9)	(81.2)
うち法人預金	630	11.9	848	12.9	901	14.1	853	13.9	17.3
うちその他	188	3.5	143	2.2	130	2.0	98	1.6	4.0

預金等利回りにつきましては、朝銀大阪信用組合の事業譲受時である平成10年5月末時点で1.46%でありました。合併当初からの引下げ努力により、平成11年3月末には、1.29%、平成12年3月末には、1.13%となりましたが、同業態平均と比べると依然高い水準にとどまっている状況です。

(ご参考: 平成12年3月期の同業態平均は0.502%)

今後は、顧客への適切な状況説明により、顧客基盤・預金残高の維持、質的向上に努めるとともに、併せて調達金利の適正化を進める所存です。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

当信用組合の投資有価証券は、以下のとおりとなっております。

今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外はマーケット動向を見つつ、効率的な売却を図る方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位: 百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末
国債	133	471	893	1,113
金融債	577	1,141	790	630
株式	74	112	107	107
合計	784	1,724	1,790	1,850

<投資有価証券評価損益推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末
評価損益合計	△ 1	△ 1	△ 11	△ 18
債券	△ 1	△ 1	△ 11	△ 18
株式	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は商品有価証券を保有しておりません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）につきましては、不良債権処理原資の捻出や資産の効率性向上の観点から、逐次売却を進めてまいりました。

今後も業務運営上、必要不可欠なもの以外は順次処分する方針といたします。

<固定資産（事業用不動産、所有不動産）の売却実績推移>

(単位：百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年9月	累計
店舗	—	32	—	—	32
社宅寮・倉庫	—	—	—	—	—
厚生施設	—	—	—	—	—
駐車場施設	—	—	8	—	8
小計	—	32	8	—	40
所有不動産	412	114	15	—	541
合計	412	146	23	—	581

<固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況（平成12年3月末）>

(単位:件、百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価×1.25	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	39	8,411	9,216	805	39	2,791	2,791
社宅寮・倉庫	15	2,607	1,109	△1,498	14	692	692
厚生施設	3	58	288	230	3	29	29
小計	57	11,076	10,613	△463	56	3,512	3,512
所有不動産	17	2,777	1,979	△798	6	280	74
合計	74	13,853	12,592	△1,261	62	3,792	3,586

5. 不良債権の状況

当信用組合の不良債権は、今後、当信用組合の経営破綻に伴なう債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、厳正な自己査定と不良債権の管理・回収体制を再構築し、不良債権の増加を抑制するよう努めます。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業態平均 (12年3月)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	16,772	3.0	18,540	3.3	1,381	2.8
延滞債権	28,618	5.1	25,003	4.5	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	4,264	0.7	3,586	0.6	401	0.8
貸出条件緩和債権	22,982	4.1	25,142	4.5	2,328	4.7
合計	72,637	13.0	72,272	12.9	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成 12 年 3 月期	
	金額	債権に占める割合
破綻更生債権等	27,208	3.9
危険債権	3,821	0.6
要管理債権	43,183	6.2
正常債権	620,033	89.3
合計	694,246	100.0

業態平均 (12年3月)	
金額	債権に占める割合
3,116	6.0
2,998	5.8
2,170	4.2
43,363	84.0
51,647	100.0

6. 関連会社の状況

当信用組合の関連会社としては、10社が該当します。(平成10年10月30日付企業会計審議会「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」に規定する「子会社」及び「関連会社」に該当するもの)

子会社である7社につきましては、当組合からの出資はありませんが、関連会社3社につきましては、当初全国の朝銀信用組合がその規模に応じて出資し設立したもので、当信用組合の合併により現在の持分比率は、それぞれ39.5%、32.5%、30.0%となっております。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当信用組合の企業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の事業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当信用組合の事業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 雇用の確保

事業譲渡に際しては、職員の雇用確保にも配慮いたします。

(6) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(7) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、かつ当信用組合が民族系金融機関であるという特色を勘案し、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力致します。

3. 事業譲渡等の見込み

事業譲渡を行う相手先については、民族系金融機関であるという特色及び地域経済への配慮を念頭に置き鋭意検討いたしておりますが、その見込みについて言及できる段階に至っておりません。

当面は当信用組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化等に万全を期してまいりたいと考えております。

以 上